



幸手市議会議員  
**本田ようこ**

〒340-0164  
幸手市香日向3-10-16  
TEL: 080-5137-4539

— 緊急臨時号 —

幸せの手

発行：本田ようこ後援会

# 「幸手市議会」はどうなってるのか!! シリーズ (その3)

## —— 市民の皆様はどう思われますか? ——

### ■ 前号より引き続き、議会広報編集委員会の視察について報告致します。

#### 内容

目的・・・議会広報に係る先進地視察

派遣場所・長野県下諏訪町・御代田町

期間・・・令和8年4月21日(火)～4月22日(水)まで

派遣議員・議会広報編集委員会委員 9名

予算・・・普通旅費 随員職員 3名 10万8,564円

特別旅費 9名 33万1,092円

食料費 3,000円×2箇所 6,000円

バス借上料 15万円×2日 30万円

※前回の約45万円に、このバス借上料が入っていませんでした。お詫び申し上げます。

合計：745,656円となり、約45万円ではなく、約**75万円**でした。

議会には次のような法や条例があります

#### 地方自治法第109条

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

#### 幸手市議会委員会条例第1条

議会に常任委員会を置く。(総務常任委員会・文教常任委員会・建設経済常任委員会)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

\*上記のことから、議会広報編集委員会は設置条例にない任意の団体ということになります。したがって法的根拠のない任意の団体に予算はつきません。

しかし

## 議会広報編集委員会研修視察は決行!

本田が思う疑問

- ・決行できる根拠はどこにあったのだろうか。どこの議会にそのような事例があったのか。
- ・この議会広報編集委員会は全協で決めた任意の団体であったことを、当時もいらした議長はご存知か。
- ・設置条例で認められた常任委員会の研修視察でさえ、随員職員は2人。任意の団体の随員職員がそれより多い3人。常任委員会の場合は閉会中の継続審査の申し出をするが、任意の団体はそれをしない。なのに随員職員は行けるのかなど。

お待たせしました。裏面に『議長・副議長宛の文書質問書の回答』を報告します。

## 文書質問書回答（令和8年4月20日付回答：研修視察前日）

1. 今までに議会広報編集委員会として、視察研修が行なわれたことは。  
回答：承知はしていません。  
→ 設置条例にも示された委員会ではないため、予算はつけられない。今までそうでした。議事録等調べた上での回答が頂きたかった。
2. 議会閉会中に、議会広報編集委員会は開催されていたが、閉会中の継続審査の申し出はなされなかったのか。  
回答：令和7年第2回定例会までの間、約2年間副議長、議会広報編集委員会副委員長の要職にあった本田議員に答える質問ではありません。  
→ 設置条例にも示された委員会は、本議会が閉会の場合、活動する時は「閉会中の継続審査」の申し出をします。この件は、本田は前任者であるがゆえ知るすべもなく、真摯な答えを求めました。
3. 議会広報編集委員会は、議会全員協議会で決定した申し合わせによる任意の委員会であると認識し、法令条例などにより設置された3常任委員会、議会運営委員会、特別委員会とは全く異なるものです。その見解は。  
回答：公的な委員会と考えます。  
→ 地方自治法第109条及び幸手市議会委員会条例第1条にも示されていない任意の団体です。「公的な委員会」であることの法令等の根拠を具体的に求めました。
4. 通常の議会派遣については、委員会で継続審査の申し出を行い、特定事件の調査の申し出が順序だと思いますが、議員派遣のみを求めるだけでは出来ないのでは？  
回答：本田議員とは考えが違います。  
→ 継続審査の申し出があるからこそ、職員の随行ができるのではないのでしょうか。
5. 視察研修について、総務常任委員会や議会運営委員会で議会広報の調査をするという手続きを取れば、当然、正規の議会派遣が可能になると考えます。また、現在の任意の委員会であれば、今回3倍に値上げした各議員の政務活動費を使用して視察研修を行えば、議会の議決も必要なく、いつでも可能と思われませんが見解を。  
回答：本田議員とは考えが違います。  
→ 視察研修が実行できる案を提案しても、耳を傾けません。4、5については全く話し合う姿勢がないと言われたように感じます。  
【五箇條の御誓文】= 明治政府発布= 第一條「広く会議を興し 万機公論に決すべし」  
明治時代にもなっていない議会なのか…。  
訳：  
広く会議を開いて、すべての政治は、世論に従い決定しなさい

### 本田は思う

この回答書は公文書ですが、議長の公平公正な立場での真摯な対応とは感じられない回答でした。この視察研修については、法令や条例とは違う点が見受けられたので、一度立ち止まり考えていただきたくて、「文書質問書」として提出しました。

80号での3倍になった政務活動費や今回の議会広報編集委員会の視察研修も足りなかったのは全議員でじっくり協議をしないで進めたことです。15人の議員がいれば15の考え方があると思います。だからこそ議員間討議が必要なのです。

時間がかかってもその行動があれば、ゆるぎない議会となります。

よりよい幸手を目指し、幸手市民のために行動を起こす幸手市議会になることを願います！

